

令和4年8月18日

高砂市綜合教育會議資料

高砂市

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）

第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の中学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- 「子供のためにばんばんな長時間勤務も良しとする」という働き方の中で、教師が**疲弊**していくのであれば、それは‘子供のためにはならない’。
学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査（平成28年度）においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、①若手教師の增加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、学校と社会の連携の起點・つなぎ役としての機能を前面に立てることが求められる。

※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。

※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。



第3章 勤務時間管理の徹底と働き方改革の促進

- 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン
・勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正によりその責務が改めて法令上明確化。
・学校現場においては、まず勤務時間管理の徹底が必要。その際、ICTやタイムカードなどにより客観的に把握すること。
・文部科学省の作成した上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の実効性を高めることが重要であり、文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確實に遵守されるように取り組むべき。

○ 労働安全衛生管理の必要性

- ・労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の充実に努めるべき。
 - ・特に、ストレスチェックは、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、市町村ごとに実施状況を公表すべき。
 - ・産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、教育委員会として産業医を選任して学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

○ 教職員一人一人の働き方にに関する意識改革

- ・管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、研修の充実を図るべき。
- ・管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリースである時間量を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価することが重要。
- ・管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点を踏まえて人事評価を実施すべき。
- ・学校評価や教育委員会の自己点検・評価も活用すべき。

第三章 学校及び教職員が担うべき業務の明確化・適正化

○ これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方にに関する考え方を右の表のとおり整理。

○ 業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を開設したり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。

学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的目標とするべき業務の実現が可能となるよう、各職種の役割が明確化されるべき。	①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校収支金の収納・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携、協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）
※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほんどの中学校・高校で設置。多くの教師が顧問を担当するを得ない実態。			

- 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出</u> ・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、<u>社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすこと</u>を徹底 ・ 業務改善状況調査を見直し、<u>在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表</u> ・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際には<u>スクラップ・アンド・ビルトの原則を徹底</u> ・ 業務の役割分担・適正化を実施するための<u>条件整備</u>等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進等の取組を学校や地域の実情に応じて推進</u> ・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、<u>他の主体に対応の要請、教師以外の扱い手の確保、スクラップ・アンド・ビルトによる負担軽減</u> ・ <u>学校が保護者や地域住民と教育目標と共に、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制の構築</u>等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>教職員間で削減する業務を洗い出す機会を設定</u> ・ 校長は校内の分担を見直すとともに、<u>自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減</u> (例) 夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備等

- 代表的な業務については、過去の裁判例(※)等を見ても、学校や教師が法的にその全ての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められないことについて、文部科学省がメッセージを発出することが必要。

※学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じても異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られるとした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。
- 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、複数の計画を一つにまとめて体系統立て的に作成するなど、文部科学省は真に効果的な計画の在り方に示すべき。
- 教育課程の編成・実施においても、総合的な学習の時間の一一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけられるようになりますことや、学習評価において、指導要綱の大體な簡素化などといった、大胆な見直しを行うことが必要。

第5章 学校の運営と職員の生き方

- 学校が組織として効果的に運営されるために、主に以下の取組が必要。
 - ・ 校長や副校長・教頭に加え、主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを發揮できる組織運営。
 - ・ ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導できるような環境整備。
 - ・ 事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、学校事務の適正化と事務処理の効率化。

○ 給特法の今後の在り方

- ・給特法の誤解の下で勤務時間管理の意識が希薄化し、時間外勤務縮減の取組が進まない実態。この点については、上限ガイドラインにおいて、**超勤4項目以外の業務のための時間についても勤務時間管理の対象**とし、その縮減を図ることが必要。
- ・教師は、子供たちの発達段階に応じて、言語や指導方法を場面ごとに選択しながら教育活動に当たらなくてはならないという、専門職としての専門性とも言える教師の職務の特徴を踏まえた検討が必要。
- ・給特法を見直して労基法を原則とすべき、という意見に対して、**教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではなく、人権法も含めた教師の給与制度も考慮した場合、必ずしも教師の処遇改善にはつながない**との懸念。
- ・教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要するることは、現状を追認する結果になり、**働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない**。
- ・したがって、**給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出すことが求められる。**
- ・なお、**教職調整額が「4%」とされていること**については、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、**必要に応じ中長期的な課題として検討すべき**。

○ 一年単位の整形労働時間制の導入

- ・かつて行われていた「休日のまとめ取り」のようない定期間に集中した休日の確保は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、**選択肢の一つとして検討**。
- ・教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間にて繁閑の差が実際に存在していることから、**地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき**。
- ・導入の前提として、文部科学省等は①**長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき**、②**学期中の勤務が現在より長時間化しないようにする**ことが必要であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあつてはならぬ、③**育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保できるよう措置すべき**。
- 中長期的な検討
- ・労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、**教師に関する労働環境について給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といつた法制的な枠組みを含め、必要に応じて中長期的に検討**。

○教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・小学校の英語専科を担当する教師の充実や、中学校の生徒指導を担当する教師の充実、通級による指導や日本語指導のための教員定数の義務標準法に基づく着実な改善をはじめとする学校指導体制の充実
- ・校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
- ・平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
- ・部活動ガイドラインの遵守を条件とした部活動指導員の配置促進
- ・多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の配置促進
- ・スクールロイヤーの活用促進

○勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

- ・以下のような実態が文部科学省の調査により明らか。
 - ・登下校の対応などについて地域人材の協力体制整備が不十分
 - ・都道府県単位で共通の校務支援システムの導入が必要
 - ・業務改善方針等の策定や学校宛ての調査・照会の精選などについて市区町村での取組が不十分
 - ・部活動数の適正化や地域クラブとの連携が一層必要
 - ・学校給食費や学校徴収金の公会計化が不十分
- これに鑑し、文部科学省は以下の取組を推進すべき。
 - ・業務削減時間を示した好事例展開
 - ・関係者の共通理解・協力を得ながら取り組むためのポイントや具体的なプロセスを示す
 - ・専門家や地方公共団体の担当者、文部科学省職員が教育委員会や学校を訪問しアドバイスする等

○今後さらに検討をする事項

- ・小学校の教科担任制の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方の見直し
- ・免許更新制がより教師の資質能力向上に実質的に資するようになるなど養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し
- ・新時代の学びにおける先端技術の効果的な活用
- ・教育的観点から的小規模校の在り方の検討
- ・人事委員会等の効果的な活用方法の検討

第8章 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とワーケーション等

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査（平成28年度）と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべき。

○今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担つていくことを望むのか、その選択が問われている。

令和4年度 中学校部活動一覧表

● … 部活動外部指導員を配置している部活動

運動部	高砂中	荒井中	竜山中	松陽中	宝殿中	鹿島中
陸上競技部	○	●	○	○	○	○
野球部	○	○	○	○	○	○
ソフトボール部		○		○		
サッカーチーム		○		○		
ハンドボール部 (男子)	○	●				
ハンドボール部 (女子)	●					
ソフトテニス部 (男子)	○	○	○	○	○	○
ソフトテニス部 (女子)	○	○	○	○	○	○
柔道部	○	○	○	○	○	○
剣道部	○	○	○	○	○	○
バッカラーボル部 (男子)			○	○	○	
バッカラーボル部 (女子)	○	●	○	○	○	●
バレーボール部 (男子)					○	
バレーボール部 (女子)					●	
卓球部 (男子)				○		
卓球部 (女子)	●					
バドミントン部 (男子)					○	
バドミントン部 (女子)					○	
水泳部		○		○	○	
相撲部						

文化部	高砂中	荒井中	竜山中	松陽中	宝殿中	鹿島中
吹奏楽部	○	○	○	○	○	○
美術部		○	○	○	○	○
茶道部		●				
華道部		●				
茶華道部	●	●				
音楽部						○
英語部					○	
放送部				○		
パソコン部						
園芸部					○	
環境美化部						
書道部						

高砂市スポーツ協会加盟団体一覧

野球
ソフトテニス
卓球
柔道
相撲
陸上
水泳
バレーボール
スキー
剣道
バドミントン
空手道
少林寺
サッカー
家庭バレーボール
ソフトボール
テニス
バスケットボール
ゴルフ
ラグビー
ハンドボール
グラウンドゴルフ
合気道
スポーツチャンバラ

見守りカメラ設置事業

～安全に安心して暮らせるまちづくり～

総合教育会議
令和4年8月18日

総務部危機管理室



見守りカメラ整備事業の検討に至った背景

◆地域を取り巻く環境の変化

(1) 刑法犯認知件数

- ・令和3年475件（参考：令和2年428件、令和元年414件）

(2) 通学路における不審者情報

- ・令和3年35件のうち通学路における不審者情報26件
(参考：令和2年23件のうち通学路14件、令和元年38件のうち通学路22件)

(3) 高齢者（65才以上）の迷い人

- ・令和3年92件（参考：令和2年155件、令和元年168件）



地域の皆さんによる防犯活動

◆通学路を含む地域の安全・安心を確保するために

(1) 登下校時の見守り活動

- ・保護者の皆さん、地域のボランティアの皆さんによる見守り活動
- ・学校関係者による見守り活動



(2) 地域防犯パトロール

- ・防犯協会、補導委員の皆さんによる防犯パトロール
- ・防犯グループの皆さんによる防犯パトロール

(3) 地域見守り防犯カメラの設置

- ・自治会等の地域団体による地域見守り防犯カメラの設置(201台)



事業目的

◆市民の皆さんのが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 犯罪の抑止

「見守りカメラ」の設置を明示することによって、犯罪抑止につなげます。

(2) 事件等の早期解決

犯罪発生時などには、警察の要請により画像データを提供することで、事件等の早期解決に協力します。

(3) 市民生活の安全の確保

警察による行方不明者の捜索に利用することで市民生活の安全の確保を図ります。



「見守りカメラ」設置場所

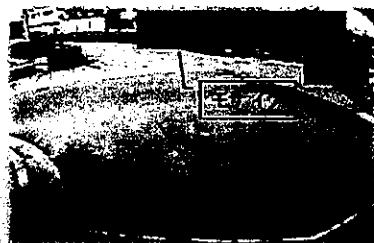
◆小学校の通学路やその他の公共の場所に「見守りカメラ」を設置します。

(1) 設置する場所

- ・小学校の通学路
- ・事件、不審者情報発生箇所など

(2) 撮影する場所

- ・不特定多数の人が利用する場所



(3) 設置できる場所

- ・電力柱など電源を確保できる場所



出典：加古川市ホームページ

出典：伊丹市ホームページ

「見守りカメラ」の設置・管理運用

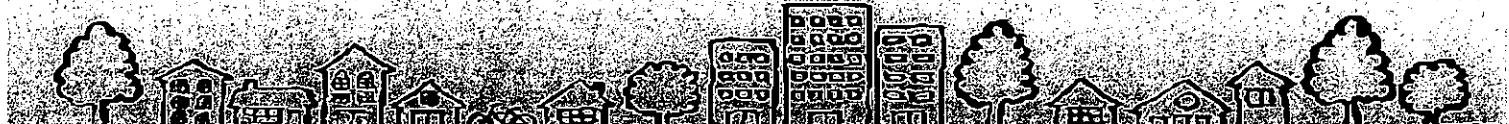
◆見守りカメラの設置及び管理運用の基本原則

(1) 見守りカメラの設置

- ・見守りカメラの有効性が最大限に発揮されるように、
設置場所、撮影の方向や範囲等について熟慮したうえで、効果的に設置します。。

(2) プライバシーの保護

- ・個人の肖像権やプライバシーに対して十分配慮します。
- ・見守りカメラの設置に当たっては、自治会やPTA等との連携を図ります。
また、警察とも密に連携し、効果的に管理運用します。



画像データの外部提供（案）

◆撮影された画像は、次の用途以外の理由で市の外部に提供することはありません。

（1）法令等に定めがあるとき

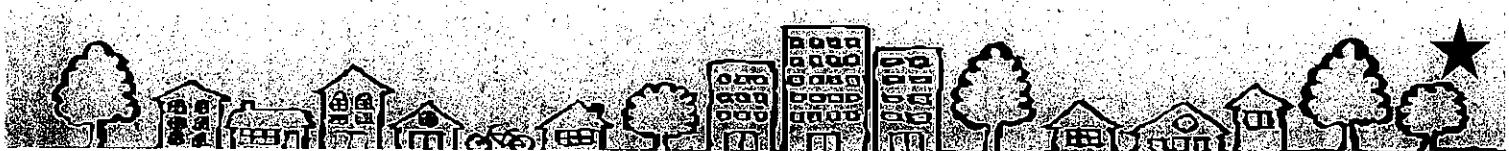
- ・裁判官が発行する令状に基づくとき

（2）個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき

- ・捜査機関による行方不明者の捜索など

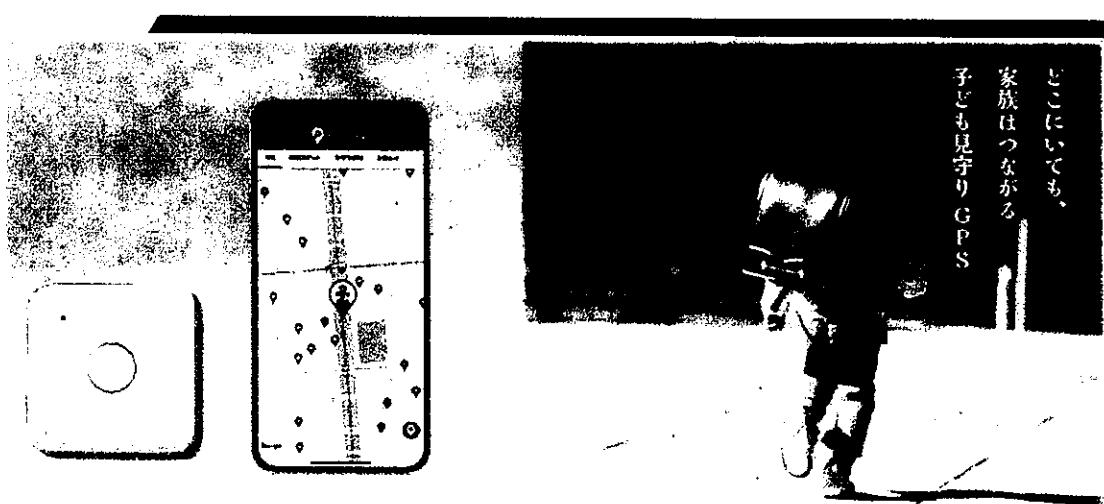
（3）捜査機関から犯罪捜査を目的とした要請を受けたとき

- ・刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会書等に回答するとき



子どもや高齢者の日常生活の安全性を高めるために

◆希望される方にGPSの購入を補助することを検討しています。



出典：中部電力・ライズ株提供資料

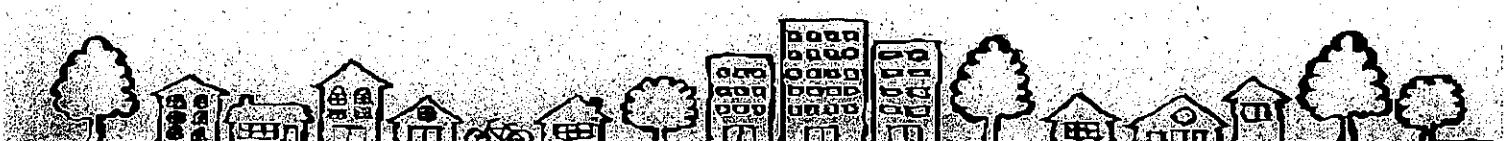
今後のスケジュール

◆令和4年度

- | | |
|-------------------|------------|
| ・カメラ設置事業支援業務委託 契約 | 9月～令和5年3月 |
| ・カメラ設置場所検討会の開催 | 10月～令和5年3月 |
| ・見守り活動との連携と支援の検討 | ～令和5年3月 |

◆令和5年度（予定）

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・見守りカメラ設置工事 | 4月～令和6年3月 |
| ・見守りサービス（GPS補助）の実施 | 未定 |
| ・ソフト事業（見守り活動への支援）の実施 | 未定 |



市民の皆さんのが安全に安心して暮らせるまちづくり

見守りカメラの設置という「ハード事業」だけでは、“本市が目指すまちづくり”は実現できません。

これまで地域の皆さんのが主体となった見守り活動や防犯活動などを実施していただいている、人による「ソフト事業」と合わせて実施することで、“市民の皆さんのが安全に安心して暮らせるまちづくり”が実現できるものと考えています。

